平成２７年１２月５日

保　護　者　様

豊島区立西巣鴨小学校
校　長　叶　　雅　之

児童の携帯電話･スマホの使用ルールについて

朝夕の冷え込みが厳しくなり、木々の葉も少なくなってきました。保護者の皆様はいかがお過ごしでしょうか。

さて、近年、携帯電話やスマホを所持する児童が増えるに連れて、トラブルが発生しています。年末・年始には、新たに児童に買い与えるご家庭もあるかと思い、心配をしております。

学校では、常々、携帯電話は学校には持って来ないようにと指導をしております。また、９月の学校公開週間の際には、４・５・６年生とその保護者の方を対象に、「ファミリｅルール」の出前授業を行い、ネット上での小さな過ちが大きな被害をもたらすことなどを指導してきました。

しかし、放課後における携帯電話やスマホによる中傷やからかい、無責任な憶測やうわさを広める等、ＬＩＮＥやメールによるトラブルは、未だに発生しており、傷つく児童や保護者がいます。大切なことは、各ご家庭で、児童の使用状況を把握し、しっかりとしたルール作りをすることです。

ご家庭で買い与える場合は、被害に遭わないように気を付けるとともに、他の人に迷惑を与えないような心遣いを教えることが大切です。目の前にいる人と会話をする時と同じように、ＬＩＮＥやメールにおいても相手の身になって考えることや、小学生のうちは、夜８時以降は子供の部屋で携帯電話等使わせない、送受信内容は、保護者が確認するなど、保護者の目が届かない場所(部屋)や時間帯の使用がないようにすることが大切です。

ぜひご家庭で、携帯電話やスマホを持たせる場合には、親子でルールや約束を決め、トラブルにならないように指導の徹底をお願いします。